

決議事項

回数券及び定期券の券種の追加等について

(1) 回数券の券種の追加について

180円×11枚綴りを1,800円で販売していますが、これは大人の運賃であり、小児や障がいのある方の運賃には対応しておりません。コミュニティバスの利用促進のため、小児や障がいのある方の運賃に対応した90円×11枚綴り、50円×11枚綴りの回数券の導入について、ご審議願います。なお、90円券は2枚使用することで180円券とみなし乗車できるものとします。

(2) 定期券の券種の追加について

定期券の価格設定についてご審議いただいた際に、障害者用定期の導入についてご意見をいただきましたが、その際に福祉バスで障害者施設に通所している利用者については、福祉施策で移動手段を確保するため、コミュニティバスを常用し通勤、通学をする利用者は少ないと考え、障害者用定期の導入については見送る旨の回答をさせていただきました。現在、障害者定期券の購入に対し要望はありませんが、障がいのあるお子さんを持つ保護者の方から、将来、自立のためにバスでの通勤を考えたいというご相談をいただきました。障がいのある方の社会進出を支援するというのも公共交通の役割のひとつと考えます。また、回数券同様にコミュニティバスの利用促進のため、障害者用定期の導入について、ご審議願います。なお、販売価格の設定については下記のとおりです。

定期旅客運賃	通勤	障害	1箇月	2,700円
			3箇月	7,700円
	通学	大人(障害)	1箇月	2,160円
			3箇月	6,160円
		小児(障害)	1箇月	1,350円
			3箇月	3,850円

(3) 介護人の割引制度について

介護人の割引については、障害者手帳の旅客運賃減額欄に「第一種」の記載がある場合に障害者手帳を提示いただくか、民営バス乗車割引証を提示いただくことで、運賃が半額となりますが、コミュニティバスは民営バスではないため、民営バス乗車割引証が適用外となっています。このことによって、一部の障がいのある方の介護人の運賃が割引できないことから、瑞穂町コミュニティバスにおいては、民営バス乗車割引証を準用し、介護人割引を適用できるとしたいので、民営バス乗車割引証の準用について、ご審議願います。